

Title	「してもらえる(いただける)」の使用場面と意志性
Sub Title	
Author	大場, 美穂子(Oba, Mihoko)
Publisher	慶應義塾大学日本語・日本文化教育センター
Publication year	2014
Jtitle	日本語と日本語教育 No.42 (2014. 3) ,p.1- 26
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00189695-20140300-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「してもらえる (いただける)」の 使用場面と意志性

大 場 美穂子

1. はじめに

日本語教育の初級において、依頼表現として次のような文型を扱う。

(1) すみません。ペンを貸していただけませんか。

この依頼表現「～ていただけませんか」は、もちろん補助動詞の「～ていただく」と関係がある。しかし、初級においては、その構文的な成り立ち（つまり、「～ていただく」の可能形式を否定疑問にすること）を説明することはほとんどなく、単に、「動詞のテ形+いただけませんか」という形式が依頼を表すというように導入する。

ところで、依頼表現を教える際には、「してくださいませんか」「していただけますか」の2表現を教える場合が多い。例えば、初級教材として用いられることの多い『みんなの日本語 初級』（スリーエーネットワーク）においては、第26課で「していただけますか」という依頼表現を学び、第41課で「～ていただく」「～てくださる」という補助動詞を学んだあと、もう一つの依頼表現として「してくださいませんか」という形式を導入する。

ここで特に注意したいのは、「していただけますか」という形式は、「～ていただく」という補助動詞が導入される課（41課）よりずっと以前（26課）に、「依頼表現」として導入されていて、「していただけますか」という形式が「～ていただく」という補助動詞とは直接は関連付けられていないという点である。

「してくださいませんか」というもう一方の依頼表現が「～てくださる」

という補助動詞を学ぶ課で導入されるのに対して、なぜ、「していただけますか」という依頼表現は「～ていただく」という補助動詞とは別に導入されるのかというと、その理由は、次の2つであるように思われる。一つは、「依頼」表現は実用性が高く、日本語学習者に早めに教えることが有用であること、もう一つは、「していただけますか」という表現は、「～ていただく」の可能形式「～ていただける」の否定疑問であるが、ここでなぜ可能形式が依頼表現に用いられるのかということについては、単純には説明できないということである。

一つ目の理由は実用面のことなのでひとまず措くとして、二つ目の理由すなわち、依頼表現になぜ可能形式が用いられるのかについては、文法的な考察の対象とすべきものであると考える。

他に、『初級日本語』（東京外国語大学留学生日本語教育センター）においても、第22課で「していただけますか」「していただきたいんですが」という依頼表現が出るが、同じ依頼表現であっても、「していただけますか」には可能形式が用いられ、「していただきたいんですが」では非-可能形式が用いられるのかということについては、単純には説明できないように思われる。

本稿では、この「していただけますか／していただけますか」という依頼表現になぜ可能形式が用いられるのかという点について考察したい。その考察に当たっては、「してもらえる（していただける）」¹⁾という可能形式が依頼表現の他にどのような場面で用いられるか調べた上で、結局「してもらえる」という形式がどのような意味を持つのかということについて特に考える。結論としては、筆者が可能形式について考察した大場美穂子（2012）を援用すると「してもらえる」の各用法がうまく整理できるのではないかと考える。

2. 可能表現の意味

2-1 大場（2012）の概要

筆者は、大場（2012）で実現可能文について考察した。その際、実現可能文の果たす機能²について次のように考えた。

実現可能文の機能

動作主が意志的に行う行為について、動作主の意志と事態実現の成否とを切り離して述べる。

今回、「～てもらえる」という形式を考えるに当たっても、上記の考えを援用することにしたい。そこで、大場（2012）に示した表（を少し訂正したもの）と例文をここに再掲する。

	動作主の意志	事態の実現
A: 無標動詞文	○	○
B: 無標動詞否定文	×	(×)
C: 意図実現	(○)	○
D: 意図実現の否定	(○)	×
E: 偶発実現	×	○

- (2) 私は英語の手紙を書いた。(A: 無標動詞文)
- (3) 私は英語の手紙を書かなかった。(B: 無標動詞否定文)
- (4) 私は英語の手紙が書けた。(C: 意図実現)
- (5) 私は英語で手紙が書けなかった。(D: 意図実現の否定)
- (6) 幼児がクレヨンで遊んでいたら、紙の上に不思議な模様が書けた。
(E: 偶発実現)

大場（2012）の概略を述べれば、次のようになる。

意志的動作を表す動詞の文は、無標形式³の場合、動作主が意志的にある動作を行うことを表す。その際、動作を行おうとする意志と動作そのものを切り離して述べるということは起こらない。だから、通常、肯定文においては、動作主が意志的に動作を行ったことを表し（A）、否定文では動

作主が動作を行う意志を持たなかった（ゆえに、動作も起こらなかった）ということを表す（B）。

それに対して、可能形式は、動作主の意志と動作の成否が直接結びつかない場合に用いられると考えられる（C、D、E）。

BとDの違いが分かりやすいので先に述べると、意志的な動作を表す無標の動詞の否定文は、そもそも動作主に行為を行う意志がなかったため、当然行為そのものが成立しなかったということを表す。それに対して、可能形式を用いたDの場合には、動作主が行為を行おうとしたということは含意されていて、しかし、行為そのものが成立しなかったということを表す。つまり、Bは動作主の意志の存在が否定されているのに対して、Dは（動作主の意志は存在しているものの）行為の実現が否定されている。

Eは、今回は特に関係がないが、簡単に述べれば、通常は意志的に行う動作であっても、動作主が行う意志を持たなかったのに行為が成立するという場合があり、このような場合にはEのように可能形式が用いられる。動作主の意志とは関係なく、行為が成立したことを表す。

最後に、AとCであるが、これはともに動作主が意志的に行った動作が成立したことを表す点では共通である。異なるのは、Aが、動作主が行おうとすればそれが直接動作の成立につながる（すなわち、動作主が意志を持つかどうかと事態の成否が結びついている）と考えられているのに対して、Cは、動作主が行おうとしても、それがそのまま事態の成立につながるとは考えられていないという点である。

2-2 意志的動作を表す動詞の無標の形式

上で、無標の動詞の文が表す意味について、「動作主が意志的にある動作を行うことを表す」と簡単に述べたが、その場合の「意志」の意味について、もう少し詳しく述べておきたい。以下の例を参照されたい。

- (7) 私は英語で手紙を書きたい。

(8) 私はこれから英語で手紙を書く。

(9) 私は昨日、英語で手紙を書いた。

「英語で手紙を書く」という行為は、意志的に行わなければ実現しない行為である。この、意志的な行為であるという特徴は、もし意志が発動されなければ動作は成立しないから、動作が行われる前には意志が発動されるかどうかが強意識されるが、動作が終わった後にはあまり意識されないということが言える。例えば、例(7)(8)は、まだその行為が行われる前のことであって、その行為が行われるかどうかは、行為者の意志が発動するかどうかにかかっているから、これらの例には「意志的である」という意味が強くとれる。例(7)のように希望の助動詞「たい」などと共起する場合には特にそうである。しかし、例(9)では、すでに行為が終了しているから、行為が実現したということだけが強く意識され、その動作が意志的であったかどうかについてはあまり意識されないと言えるだろう。

つまり、意志動詞の無標形式は、動作主の意志と行為の実現が切り離されない形式であると先に述べたが、そうであっても、行為が行われる前には動作主の意志が発動されるかどうかのほうが強意識され、行為が行われた後は行為が実現したことのほうが強く意識されるのである。

そうであるとする、無標の動詞の否定の形も、いまだ行為が行われる前のことであるから、動作主の意志が強意識される結果となる。つまり、無標の動詞の否定形は、動作主の意志が発動されなかった（ために、行為が実現しなかった）ということを表すのである。

以上、大場（2012）の概要を述べた。実現可能についてのこのような考察をもとに、「してもらえる」の使用場面について分類・考察を行うことにするが、その前に、「してもらえる」について扱っている先行研究を検討することにする。

3. 先行研究

「してもら／していただく」という形式が可能形式として用いられた場合についての先行研究はこれまでにいくつかある。それについて以下で見えていくことにしよう。

3-1 山田敏弘 (2004)

山田 (2004) は、授受動詞が補助動詞として用いられた場合について、その特徴を全体的に記述した大きな論文であるが、その中で山田 (2004) は、テモラウ文の働きかけ性について問題にしている、テモラエルという形式には、働きかけ性がないとしている。山田 (2004: 119) が働きかけ性と言っているのは、次のようなことである。

(10) お医者さんに頼んで、いちばんいい注射をしてもらったら？

(p. 119)

(11) いままでずっと見守ってもらっていた感じがした。(p. 119)

山田 (2004) は、テモラウ文には、例 (10) のように「主語位置に置かれた受影者から動作主に対して働きかけを行ってその行為の影響を受ける使役的用法」と、例 (11) のように「そのような働きかけがなく行為の影響を受ける受身的用法」の2用法があるとしている。しかし、テモラエルという可能形式になると、働きかけ性がないことを示すとされている。すなわち、無標の動詞を用いた「してもら／う」という形式は働きかけ性がある場合もない場合もあるのに対して、可能形式を用いた「してもら／える」という形式は働きかけ性がないと言っているから、ここでは可能形式は働きかけ性がなくなった形式としてとらえられているということになる。

山田 (2004) では、なぜ可能形式になると働きかけ性がなくなるのかという理由について特に論じてはいないが、これを本稿の可能形式への認識に合わせて説明すれば次のようになるとと思われる。

「してもら／う」という形式に現れる働きかけ性というのは、この形式が

意志動詞であるかどうかと関係があると考えられる。例えば、例（10）に働きかけ性があるというのは、「お医者さんに頼んで」意志的に「注射をしてもらう」という事態を引き起こそうとすることを指している。一方、例（11）に働きかけ性がないとされるのは、「見守ってもらう」という事態を引き起こすために主体が意志的に何かをしたわけではないということである。つまり、働きかけ性というのは、主体が意志を持ってその事態を引き起こそうとしたかどうかということである。

通常の動詞と比較して考えてみる。例えば、「笑う」という動詞について考えてみよう。「笑う」という動作は、意志的に笑おうとして実際に笑う場合と、特に意識しなくても笑ってしまう場合とがある。つまり、動詞の意志性と「してもらう」の「働きかけ性」を並行的に扱うことができるのではないか。

山田（2004）では、この「働きかけ性」のあり方を、事態に対して作用を及ぼす意図と実際の（積極的）作用という観点から、依頼的、許容的、単純受影的と仮称する3つに分類できるとしている（p. 121）。先に挙げた例（10）が依頼的、例（11）が単純受影的の例であり、次の例が許容的な例である。

- （12）（リクルート事件について）忘れてもらいたいと思っているのは政治家たちのほうらしい。（p. 121）

この例では、政治家たちが事態の実現に向けて積極的に何か行動したとは言えないから、先の例（10）より働きかけ性が弱いとされているが、積極的に働きかけて「忘れさせる」ことはできないとしても、少なくともその事態が実現することを望んでいるため、希望の表現「たい」と共起できるのであり、その意味では意志的といえることができるだろう⁴。

すなわち、山田（2004）のテモラウ文の働きかけ性という概念を、普通の意志動詞と合うような形で言えば、「依頼的」「許容的」の2つが意志的と言え、「単純受影的」が非意志的と言えるのではないだろうか。

そして、山田（2004）では、「してもらおう」という形式が「依頼的」「許容的」な意味を持つ場合であっても、それが「してもらえる」という可能形式に変わると働きかけ性が消えるとしているが、これは、一般的に可能形式が動作主体の意志と事態の実現を切り離す形式であるということにちょうど対応するように思われる。

ここでは、山田（2004）の、「してもらえる」という形式は働きかけ性がないという指摘は、一般的に可能形式が動詞の意志性を切り離す形式であることから説明可能であるということ述べた。

3-2 守屋三千代（2003）

この論文は、本稿と同じ問題を扱っている。すなわち、「～てもらおう」という補助動詞が、場合によって「～てもらえる」という可能形で現れるのはなぜかについて考察したものである。やや詳しく見ることにする。

3-2-1 可能形式とはどのような形式か

まず、守屋（2003）では、可能形式について次のように述べている。

- (1) 可能形式はスル表現をナル表現に変える (p. 264)
- (2) 可能形式は実現が難しいと予想されることを表現する (p. 265)
- (3) 可能形式は実現が望ましいことを表現する (p. 265)

上のうち(1)については、「意志が中和され、実現の意味が加味され」(p. 264)と説明されている。可能形式に対するこのような把握は、先に述べた本稿の可能形式についての把握とかなり近い。

3-2-2 「してもらえる」という形式の使用場面

守屋（2003）は、「～てもらえる」という形式が用いられる場面について、次の3つに分けてそれぞれ説明している。

1. 可能形式が必須となる場合（必ず「してもらえる」を用いる場合）

「してもらえる」が用いられる場合として次の2つが挙げられている。

- (1) 依頼や婉曲的な要求の表現：「～してもらえないか／してもらえ
 だろうか」

「ここで可能形式を用いることにより、「もらう」の意志が中和され「受け取り」の主体的行為（スル表現）が受け取りの「現象」（ナル表現）に変わり、全体で話し手の受け取り現象の可否を尋ねる文になる」（p. 267）

- (2) 受け取り不可能の表現：「～してもらえない」

「可能形式が必須になるのは、「もらう」が意志動詞であるため、「もらわない」とすると自らの意志で受け取りを拒否するような意味になるからである。」（p. 268）

上記の(1)(2)の場合には必ず「してもらえる」という可能形式が用いられることが指摘されている。なぜ可能形式が用いられるのかということについての説明も合わせて引用したが、それを見ると、ここで可能形式が用いられるのは、「意志が中和される」必要がある場面であるからであるとされていることが分かる。

2. 可能形式が使えない場合（必ず「してもらう」を用いる場合）

次に、「してもらう」という無標形式（守屋（2003）では基本形と呼ばれている）を用いる場面というのは、次のようなものとされている。

「この場合は、「もらう」の持つ「主体的に受け取る」という意味を残す必要があるということと、それが可能形式の蓋然性の意味と衝突することを表す。」（p. 269）

上記の引用に当たる場合として、具体的に以下のようなものを挙げている。

- (1) 聞き手に対する行為要求：「～してもらう」
- (2) 聞き手に対する願望的要求：「～してもらいたい」
- (3) 聞き手に対する行為の受け取りの勧め：「～してもらわないか」
- (4) 聞き手に対する許可もとめ：「～してもらっていいか」

(5) 話し手の行為遂行表明:「～させていただく」

(6) 第三者に依頼して行為を得ることを表明する:「～に～してもらう」
上の(1)から(6)を見ると、すべて主体の意志とかかわる場合であることが分かる。これについて守屋(2003)自身も上の引用で「主体的に受け取る」という意味を残す必要がある」場合と説明している。

ここまで見てくると、守屋(2003)では、主体の意志にかかわらない場合(守屋(2003)の言葉では「意志が中和される」場合)には「してもらえ」が用いられ、主体の意志とかかわる場合には、「してもらう」が使われると言っていると考えてよいだろう。ここまでの記述は、主体の意志とかかわって、両形式の意味の違いが明確に区別されていると言えるが、実際の例文の中には、両方を用いることが可能な場合というのも多いため、それについての記述が次に続いている。

3. 可能形式、基本形⁵が任意となる場合

ここで挙げられているのは「してもらえる」と言っても「してもらう」と言ってもどちらでもあまり意味が違わない場合である。

「今回用例をとってみてわかったことは、可能形式、基本形いずれも文法的に問題ない場合、余程の理由がなければ基本形が選ばれる、ということである。このことは可能形式が話し手にとり得難くしかも望ましい実現であることを文の焦点にすえ、強く訴える有標の形式であることを示している。」(p. 271)

上記の引用を見ると、以下の3点について述べている。

1. 可能形式でも無標形式でもよい場合がある。
2. その場合には、普通は無標形式が用いられる。
3. 可能形式が用いられる場合には、その事態が得難く望ましいものであることが強く表現される。

確かに、1点目に挙げたとおり、可能形式でも無標形式でもよい場合があるということは例を見れば明らかである⁶が、ここでは、このような場合と前述の「してもらう」「してもらえる」どちらか一方しか使えない場合

との違いについては何も述べられていない。

実は、守屋（2003）の記述を読んでいくと、例えば、無標形式が使われている例についての説明で、「以下は条件の実現の場合である。この場合、条件の実現に文の焦点をあてるために可能形式に変えても自然な表現となる。」(p. 271) などというような記述がある。この記述から、無標形式も可能形式も事態の実現を表す形式であることは共通で、しかし、可能形式は事態の実現に特に焦点を当てた表現である点が異なると考えていると言える。しかし、「事態の実現に焦点を当てる」とことと、上記の3点目「事態が得難く望ましいものであることが強く表現される」ことの間にどのような関係があるのかについては、もう少し考察が必要であるように思われる。

以下では、守屋（2003）では、無標形式、可能形式ともに用いることができる場合について、どのような例が挙げられているか見ておくことにする。

(1) 可能形式を伴う場合

次の例は、守屋（2003）が「以下は基本形でも問題ないが、可能の表現的意味を目指して可能形式が選ばれている。」(p. 271) としている例である。

- (13) 「御見物衆にあれだけ喜んでいただければ、もうなにも思い残すことはない、～」(黙)
- (14) 「俺たち大部屋なんて、アップで撮ってもらえるなんてことほかにないですもんね」(蒲)
- (15) 大好きな人に喜んでもらえると実にうれしいもので、私は体はずませながら、議員会館の長い廊下を帰っていった。(こ)
- (16) 大学ではこんなに楽しいラグビーをやっているんだということをわかってもらえさえすれば、学生たちは自ずと大学でもラグビー部に入ってくるはずだと思ったのです。(慶)

- (17) 「ポモ星との友好が始まった時には、代表部の建物をわが国に置いていただけるとありがたいのです。～」

これらの例では、「してもらえる」という可能形式が用いられているが、守屋（2003）の指摘通り、「してもらおう」を用いても「してもらえる」を用いても、それほど大きな意味の違いを感じない。守屋（2003）では特に指摘されてはいないが、これらの例を見て言えることは、どの例も、当該事態の実現した後を問題にしているという点ではないだろうか。

特に、上記の例は条件節の中に用いられているものが多い。これについて、守屋（2003）は、「条件の実現が難しい場合、そこに文の主眼を置くために可能形式がよく用いられる。」（p. 271）と説明する。しかし、以下の例と比較すると、上記の例に「条件の実現が難しい」という意味が強いかどうかの判断には迷うものが多い。

- (2) 特に可能形にする必要がない場合

下の例は、先の例とは逆に、条件節の中に「してもらおう」という無標形式が用いられている例である。守屋（2003）は「以下は条件の実現の場合である。この場合、条件の実現に文の焦点をあてるために可能形式に変えても自然な表現となる。」（p. 271）とする。

- (18) 「ここで頑張って認めてもらえば上のチームに上げれる」(慶)
 (19) 僕の方では君にきてもらへば、仕事も本格的に発展するだらうと期待してるんだ。(中)
 (20) 「ところが、新作を書かせてもらったとしても今のような科白が思いつけるかどうか自信がない、これが第二の苦しみの種」(黙)

しかし、例えば、例（18）を先の例（15）などと比較した場合、同じ条件節の中にありながら、例（15）のほうがより「条件の実現が難しい」と言えるかどうかについては、判断に迷うと言わなければならない。

また、以下の例のように、「してもらおう」という形式が文末に現れる場合

にも、「してもらえる」が用いられた場合とそれほど意味の違いを感じないものがあることが指摘されているが、ここでも、「しかし、可能形式が文末に現れる場合、もともと実現が特に困難でなければ、あるいは実現にそれ程の思い入れがなければ、あえて可能形式をとる必要はない。」(p. 272)とされている。

- (21) 子鹿ミキさんにお会いした。彼とは六年間の同棲生活を送ったそうだが、もう時効ということでいろんな話をきかせてもらった。

(こ)

- (22) 「いい知恵をつけてもらったよ」(黙)

- (23) 自転車のサドルに腰をおろしたことはないが、荷台に載せてもらったことは二、三度ある。(父)

確かに、これらの例では、「してもらう」を用いても「してもらえる」を用いても、どちらでもよいが、守屋(2003)には、これらの例では両方が使えるようになる理由を直接説明した部分はないように思う。

ここまで挙げられていた例について改めて考えてみる。これらにどのような共通性があるかということ、条件節の中にある場合も、文末にある場合にも、事態が実現した後を問題にしているという点ではないかと思われる。だから、事態が実現した後を問題にしているとなぜ「してもらう」「してもらえる」の両者が使えるようになるのかという点についての考察が必要なのではないだろうか。

最後に、守屋(2003)の最後に、事態の実現した後を問題にしていながら、「してもらう」は使えても、「してもらえる」が使えない例が二つ挙げられている。

- (24) ?? 本日はご来店いただけまして、まことにありがとうございますでした。

- (25) ?? 「先日は結構なお品物をお贈りいただけまして、ありがとうございました。」

例(24)については、「次のような場面は、聞き手からの行為の受け取りが当然なので、可能形を用いると、実現可能の困難さ、実現の望ましきなどが過剰に表現され、不自然となる。」(p. 272)と説明があり、例(25)については、「実現が難しいという予測の表の意味—自分は結構な品物を贈られるにふさわしくない—だけでなく、裏の意味—聞き手に結構な品物が贈れるはずがない—までも含意しかねないので、無礼な表現となりうる。」(p. 272)と説明されている。

これらの例に「してもらえる(していただける)」が用いられない理由を実現の困難さに求めてもよいかどうかについては、検討の余地があるように思われる。

3-2-3 守屋(2003)から見えること

守屋(2003)に挙げられた例についての検討から、次のようなことが分かる。

主体の意志にかかわらない場合には「してもらえる」が用いられ、主体の意志とかかわる場合には、「してもらう」が使われる。両形式をともに用いることができる場合については、おおよそ、事態の実現した後を問題にする場合であると考えることができる。

ここから、「してもらう」という無標形式は主に主体の意志とかかわる場合に用いられ、「してもらえる」という可能形式は主に主体の意志ではなく事態の実現にかかわる場合に用いられるとすることができる。ただし、事態の実現にかかわる場合の中でも特に、事態の実現した後を問題にする場合には、「してもらえる」だけではなくて「してもらう」も用いることができるので、その場合については、なぜそうであるのかについて説明が必要である。

4. 「してもらう」「してもらえる」の用例の分類

それでは、ここから、前に示した大場（2012）の可能形式の実現可能の用法を援用した形で、「してもらう」「してもらえる」という形式を分類していくことにしたい。

	動作主の意志	事態の実現
A:「してもらう」	○	○
B:「してもらわない」	×	(×)
C:「してもらえる」	(○)	○
D:「してもらえない」	(○)	×

可能形式が事態の実現を動作主の意志と切り離して述べる形式であるという認識から出発すると、次のように考えることができる。

まず無標形式の「してもらう」は主体の意志と事態の実現を切り離さない形式であるから、その肯定（A）は、主体が意志的に事態を実現させることを表し⁷、否定（B）は、主体が事態を実現させる意志を持たなかった（ために、事態が実現しなかった）ことを表す。

そして、可能形式については、主体が意志的に働きかけたことが示されている場合に、その主体の意志の存在を前提として、肯定（C）は、事態が実現することを述べ、否定（D）は事態が実現しないことを述べる。

以下で、それぞれの場合を見ていくことにする。

4-1 C:「してもらえる」

まず、C:「してもらえる」という形式について見ていくことにする。

先に大場（2012）の概要を示したが、そこでは、可能形式について次のような機能を認めた。

動作主が意志的に行う行為について、動作主の意志と事態実現の成否とを切り離して述べる。

これを「してもらえる」という形式に当てはまるように述べ直せば、「してもらえる」という可能形式は、主体が意志的に働きかけようとする文脈において、主体の意志とは別に事態実現を述べる形式であると言うことができる。したがって、「してもらえる」という可能形式そのものは主体の意志について述べない形式であっても、文脈的にそこには必ず主体の事態への期待があると考えなければならない。

「してもらえる」という形式が用いられる場合の一つは、守屋（2003）でも述べられていたように、依頼表現の「してもらえますか」という表現である。以下でもそれについて取り上げるが、その前に、（守屋（2003）では特に挙げられていないが）依頼表現以外に「してもらえる」という形式が用いられる場合が存在するので、それを先に見ることにする。

4-1-1 実現前の事態を問題とする「してもらえる」

「してもらえる」という用例を検討すると、守屋（2003）で挙げられている用例の他にも、以下のような例は「してもらえる」が用いられ、ここに「してもらおう」という無標形式を用いることは困難である。

- (26) どう言いわけすれば信じてもらえるのか見当もつかない。（『世界の終わり』）
- (27) 結局、その女のところしか、行き先はないのです。暖かくて、おいしいものが食べられて「お帰りなさい、おつかれでしたでしょう」といってもらえそうなところは。（『新源氏』）
- (28) まあいいだろう。長生きしていれば、いつかはわかってもらえると思うのだが。（『新源氏』）
- (29) このごろのやるせない気持ちをうちあける相手としては、源氏にとって朝顔の姫君しかなかった。何ととっても、おとなの情趣を解してもらえる相手だから。（『新源氏』）
- (30) むしろこちらから打ち明けたほうが、隠しへだてない心を知って

もらえようか、という源氏の気持ちなのだった。(『新源氏』)

(31) どうしたら私の本心が分かってもらえるかね。(『新源氏』)

(32) すると何かね？五百万、貸してもらえるのかね？(『女社長』)

これらの例に共通するのは次の2点である。

1. まだ実現していない事態を問題にしている。
2. 事態の実現を希望していることが文脈上示されている。

例えば、例(26)では、「信じてもらう」ということは、そのためにこれから説得を行うからまだ実現していない事態を問題にしていると言える。そして、「どう言いわけすれば」と述べられていることから、「信じてもらう」ことを強く望み、この場合はさらに、その実現のために相手に意志的に働きかけるということまでもが表されている。

事態の実現の前には、事態が成立するかどうかにかかわる一番大きな要素は、意志的動作の場合、主体が意志を発動するかどうかであると考えられるから、事態の実現前には、無標形式を用いた場合、主体の意志という意味が強く表れることが予想される。

例えば例(26)で、「信じてもらうか」というように無標形式を用いると、信じてもらおうという意志を発動することを表してしまう。しかし、ここでは、すでに意志は発動されていて、問題はその事態が実現するかどうかであり、しかし、そのような意味は無標形式では表すことができないのである。

つまり、ここで挙げられている例はどれも、いまだ実現していない事態についての言及であるため、無標形式を用いた場合には意志が発動されるかどうかの問題になってしまうが、文脈上、主体の意志が発動されていることはすでに示されており、問題となっているのは事態が実現するかどうかであるため、可能形式が用いられるということである。

4-1-2 依頼の「してもらえる」

冒頭で、なぜ「してもらえるか」という形式が依頼表現となるのかという問いを立てた。この問題について、これまでの考察から考えると次のように説明することができるのではないか。

- (33) もう少しゆっくりしゃべってもらえないかな。(『世界の終わり』)
- (34) それから僕は老人に靴を預け、影に会って直接それを手わたしてはもらえまいかと言った。(『世界の終わり』)
- (35) 折々は、世間ふつうの夫婦らしいようすもみせてもらえないだろうか。(『新源氏』)
- (36) 袴着をあなたの手でさせてやってはもらえまいか。(『新源氏』)

「してもらえる」という形式は、その事態の実現を主体が望んでいる文脈において、その事態が実現するかどうかを問題にする形式であると説明した。また、前節では、事態の実現前を問題にする場合、事態の実現を左右する一番の要素は主体の意志であるから、無標形式を用いた場合に、主体の意志が強く現れるということについても述べた。この説明に合わせ、上記のような依頼表現について説明すれば次のようになるだろう。

依頼というのは、必ず、依頼主がこうあってほしいと思う事態が実現されるように相手に働きかけるという行為である。すなわち、依頼が行われる場面というのは、必ず依頼主が事態の実現を望んでいることが分かっているということである。また、依頼の場面においては、当該の事態はまだ実現していないのであり、この時、「してもらおう」という基本形を用いれば、主体の意志を問うという文になってしまう。すなわち、「してもらおうか」という疑問文は、「(自分には) その行為をしてもらおうという意志があるか」と自問することになり、おかしい文になってしまう⁸。

ゆえにこのような場面では、主体の意志を問うのではなく、可能形式によって事態の実現について問わなければならない。つまり、「文脈上すでに主体がその事態を望むことは明らかであるが、その事態は実現するのか

どうか」という疑問が依頼行為につながるのである。

4-1-3 事態の実現後を問題とする「してもらえる」

「してもらえる」という形式が現れる3つめの場合として、事態の実現後を問題とする用例群が存在する。これらの例は守屋（2003）の検討の部分で述べた通り、「してもらおう」という無標形式に置き換えられる。以下のような例である。

- (37) あの娘を別にすれば、実験室に入れてもらえたのはあんたがはじめだよ、たぶん。（『世界の終わり』）
- (38) だいたいのお互いの立場は、あんたにもわかってもらえたと思う。（『世界の終わり』）
- (39) そうしてもらえるとすごく助かるな。（『世界の終わり』）
- (40) あなたの養女ということにしてもらえれば、あの子の将来のためにもいいことだ。（『新源氏』）
- (41) 分かてもらえれば、ありがたい。（『女社長』）
- (42) そう言ってもらえると気が楽ね。（『女社長』）

上記の例ではすべて、可能形式が用いられているが、実際には無標形式に置き換えても意味的にはあまり変わらない。例えば、例（37）では、「実験室に入れてもらおう」という事態が実現したということが述べられているが、事態が実現した後から見れば、それが意志的に行われたものであったかどうかはそれほど問題にならないということである。このことは、前節で挙げたような、事態の実現前を問題にしている例と比較するとよく分かる。

例（39）（40）（41）などは、条件節の中に用いられているが、例えば、例（39）では、「そうしてもらった」後のことが問題になっていて、「それが助かる」と言っているのであり、実現した後のことが問題になっていると言えるだろう。このような場合には、事態が実現したかどうかの問題になっ

ていて、主体が意志的に行ったかどうかについてはあまり問題とされないため、可能形式を用いることも基本形を用いることも可能になるのだろう。

4-2 A:「してもらう」

次に、無標形式の「してもらう」について考える。

4-2-1 実現前の事態を問題とする「してもらう」

もしも上記のように言えるとなると、次のような例が「してもらう」を用い、「してもらえる」を用いない理由を説明することは難しくない。

- (43) プンにはできるだけ刑務所の中で長生きしてもらう、これがわれわれの復讐なのだ。

上記の例において「長生きしてもらう」ことは、これからのことであるが、この時、ここで問題になっているのは、「長生きしてもらおう」という主体の意志であり、実際に「長生きしてもらう」という事態そのものが実現するかどうかは問題にならない。このような例においては、「してもらう」という無標形式が用いられる。このような例は、4-1-1と比較すると、その違いがよく分かる。事態の実現の前に、その主体の意志を問題とする場合には「してもらう」を用い、主体の意志とは別に事態が実現するかどうかを問題にする場合には「してもらえる」を用いるということである。

先に守屋(2003)で挙げられていた可能形式が使えない場合(必ず「してもらう」を用いる場合)の例、例えば、「してもらいたい」「してもらおう」などは、ここで例を挙げることはしないが、その形式を見ると、希望の助動詞「たい」や意志の助動詞「う(よう)」などとともに用いられていることから、明らかに事態の実現前に主体の意志の発動を問題とするものである。ゆえに、これらの例についても、上記の例と同じように扱うことができるだろう。

4-2-2 事態の実現後を問題とする「してもらえる」

では、すでに実現した後を問題とする場合にはどうなるのか。

上記の説明の際に、まだ実現していない事態について言及する際には、特に主体の意志が問題とされる場合が多いということを述べたが、そうであるならば、次のように言わなければならない。つまり、すでに実現した事態を問題にする場合には、主体の意志はあまり問題にされないということである。

もしそうであるならば、「してもらった」と「してもらえた」という二つの形式は言い換えられるということになるが、実際、そのような例は多い。このことについては、4-1-3 でも述べた。

では、その逆に、事態が実現した後を問題にしている場合であっても、「してもらえる」を用いることができない場合というのがあるかを調べると、以下のような例がある。(考察のために、例を多く挙げる。)

- (44) 私は車を駐車場に入れ、バッグを抱えて荷物の一次預けのカウンターに行ってそれを預かってもらった。(『世界の終わり』)
- (45) 僕は、老人に作業用の古靴を一足手に入れてもらい、底をとりはずして中に小さく畳んだ地図を入れ、また底をもとどおりにした。(『世界の終わり』)
- (46) それから彼女に手伝ってもらってほんの少し水で湿らせた布でほこりと汚れを拭きとり、次に乾いた布で時間をかけてごしごしと磨いた。(『世界の終わり』)
- (47) 残ったウィスキーのふたを閉めて娘にわたし、ナップザックの中に入れてもらった。(『世界の終わり』)
- (48) それで我々は生きている被験者十人ばかりを研究室によこしてもらい、再チェックをしてみました。(『世界の終わり』)
- (49) 食糧を届けてくれる人に頼んで集めてもらったんです。(『世界の終わり』)

(50) そういうものを集めて持ってきてもらったんです。(『世界の終わり』)

(51) 僕は若い管理人と会って森の話をした。それから風穴の上にある発電装置も見せてもらった。(『世界の終わり』)

上記の例をみるとどれも、「してもらう」という形式が、他の意志的な動作を表す動詞と並べられて、それらの一連の動作が継起的に行われたことが述べられている。例えば、例(44)では、「車を駐車場に入れる」行為や「カウンターに行く」行為と、当該の事態「預かってもらう」という事態が継起的に行われたことが述べられている。

このように、いくつかの継起的行為が併記される場合、それが誰かが行った意志的な行為であるということが強調されると考えられるのではないだろうか。すなわち、事態の実現を述べるというよりも、それが誰かによって行われた行為であるということが強調されるために、無標形式が用いられると考えることができる。

つまり、次のように言うことができる。事態が実現した後を問題にするような場合であっても、「してもらう」という無標形式を用い、「してもらえる」という可能形式を用いることができない場合というのは、それが「主体の意志的行為」であるという側面が強く打ち出される文脈であると考えられる。

4-3 B: 「してもらわない」

「してもらう」が事態の実現前を問題にすると、主体の意志の存在を強く意識するようになるということから考えると、「してもらわない」というのは、事態の実現前に主体が意志を発動しなかった（そのため、事態が実現しなかった）という意味になることについてはあまり疑問がない。

(52) 私は、卒業式の時に、彼と一緒に写真を撮ってもらわなかったことを、後になってから悔んだ。

上記の例では、「一緒に写真を撮ってもらう」ために何かをしようとする意志がなかった（その結果、事態が実現しなかった）ことを表している。

4-4 D: 「してもらえない」

以下のような例は、「してもらう」の否定形を使ったのでは、文脈に合う意味を作り出すことができない。なぜなら、「してもらわない」という無標形式の否定は、主体が意志的に働きかけないから、それが現実にならないという意味を表すからである。以下の例はどれも、主体が望んでいるのに事態が現実にならないことを表す例である。

- (53) ねんごろに小さい姫のことを頼んでみたが、尼君も、ただいぶかしく不安に思うようで、取り合ってもらえなかった。(『新源氏』)
- (54) 私の愛は、彼よりも深いはずだ。それが、あなたには、わかってもらえないのかなあ。(『新源氏』)
- (55) すこしでもあらたまった雰囲気のある服を着ていると、邦子は、どんな場合でも十七歳には見てもらえなかった。(『夏の少年』)

この場合に、例 (53) (54) はともに、文脈上、主体が相手に働きかけたことが示されている。例えば例 (53) では「小さい姫のことを頼む」という働きかけを行ったが、「取り合ってもらおう」という事態に至らなかったということを表している。一方、例 (55) では、「十七歳にみてもらおう」ために相手に働きかけたとは文脈上思えないが、ここには「年齢相応に見てもらいたい」という主体の意志はあるだろう。「見てもらいたい」と思っているものの、それが実現しないということを表しているのである。

つまり、「してもらえない」という形式は、「そうしてもらいたい」という意志はあるものの、それが実現しないという意味を表すと言える。

4-5 ま と め

以上の考察から、「してもらう」「してもらえる」について次のように言

うことができるだろう。

「してもらえる」は文脈上すでに、主体がその事態を望んでいることが示されており、事態が実現するかどうかの問題になる場合に用いられる。一方、「してもらう」という形式は、事態が実現する以前を問題とする場合には、主体の意志と切り離すことができない形式であって、主体の意志が発動されるかどうかを問題とする。また、事態が実現した後を問題とする場合であっても、単にその事態が実現したかどうかを問題とするのではなく、その事態が主体の行為として行われたことを表す場合に用いられるとすることができる。

「してもらえるか」という可能形式を用いた表現が依頼表現でありうるのは、依頼という行為には、その事態の実現を主体が望んでいるという文脈でしか成立しないものであり、そのような文脈で事態が実現するかどうかについて問うという文の在り方によっているということが言える。

最後に、守屋（2003）で指摘されていた、「可能形式が用いられる場合には、その事態が得難く望ましいものであることが強く表現される」という点について述べておきたい。なぜ、守屋（2003）のような指摘ができるかというと、次のように考えられるのではないか。

可能形式は、すでに述べた通り、主体の意志と事態の実現を切り離して、事態の実現について述べる形式である。通常、主体が意志を発動して行為を行えば事態は成立すると考えるが、場合によっては、主体が意志を発動して行為を行おうとしても、事態の実現に至らない場合も存在する。このように、主体の意志の発動が認められたのにもかかわらず、事態が実現したかどうかについて問わなければならない場合というのが、「その事態が得難く、しかし、望ましい」という場合なのではないだろうか。

5. 最 後 に

以上、本稿では「してもらえる」という形式が使われる場面を、主体の

意志がかかわるかどうかという点から分類してみた。この問題は、可能形式全般にかかわる問題ではあるが、とくに「してもらおう」という形式が依頼表現として用いられるという特徴があるので、「してもらえる」という形式について特に考察を行った。

注

- ¹ 「してもらおう」「していただく」、または「してもらえる」「していただける」は、待遇価値に違いはあるが、その他の点では共通点が多いので、本稿では区別しないで考察を行う。表記も「してもらおう」「してもらえる」を用いることとする。
- ² 大場（2011）では、「実現可能文の用法」としたが、ここでは「機能」という用語を用いることにする。
- ³ 「無標」という語は、ここでは「可能形式ではない」という意味である。
- ⁴ 山田（2004）は、このような「働きかけ性」の強さの違いを、仁田義雄（1990: 390）の「達成の自己制御性」という概念を用いて説明する。
- ⁵ 守屋（2003）の記述をそのまま引用した。本稿では「無標形式」という語を用いている。
- ⁶ 例は後ほど引用する。
- ⁷ 「してもらおう」という形式は、実は意志的なものだけではなく、山田（2004）が「働きかけ性がない場合」と指摘していたことで分かる通り、非意志的な場合も存在する。しかし、可能形式と対比させて考える場合には、「可能」という意味は、主体がその実現を望んでいる事態について、その事態が実現するかどうかを問題にするというものであるから、主体がその実現を望む事態、すなわち、意志的な場合についてのみ考察することになる。
- ⁸ このため、実際には、「してもらおうか」という質問を投げかけた場合には、自問の文であるという解釈は行われず、質問相手がまた別の他人に当該の行為をしてもらおう意志があるかどうかという意味であると解釈される。

用例出典

『世界の終り』：村上春樹『世界の終わりとハードボイルドワンダーランド』
 『新源氏』：田辺聖子『新源氏物語』
 『女社長』：赤川次郎『女社長に乾杯』
 『夏と少年』：片岡義男『夏と少年の短篇』

参考文献

- 大場美穂子 (2012) 「実現可能文の用法について」『日本語と日本語教育』40 pp. 1-17
慶應義塾大学日本語・日本文化教育センター
スリーエーネットワーク編『みんなの日本語 初級Ⅱ』
東京外国語大学留学生日本語教育センター編著 (2010)『初級日本語 (下)』凡人社
仁田義雄 (1990) 「働きかけの表現をめぐって」佐藤喜代治編『国語論究 2 文字・
音韻の歴史』明治書院
守屋三千代 (2003) 「受け取りの授受動詞と可能表現」『松田徳一郎教授追悼論文集』
pp. 261-274 研究社
山田敏弘 (2004)『日本語のベネファクティヴ―「てやる」「てくれる」「てもらう」の
文法―』明治書院